

第8期 第3回 板橋区荒川市民会議・議事概要

- 日 時： 平成24年3月15日(木) 18:00~20:00
- 場 所： 板橋区役所9階 大会議室A
- 出席者： 構成員8名(議長含む)、参与6名、事務局4名
構成員(敬称略)：佐々木議長、岩田、梅村、野田、三浦、今村、八木、村上
- 議 題：
 1. 開会
 - 1) 開会の挨拶
 - 2) 資料確認、次第説明
 2. 議事録概要作成委員の選出
 3. 議事内容
 - 1) 荒川将来像計画2010地区別計画(板橋区編)
 4. 報告事項
 - 1) 森林ボランティア報告
 5. その他報告事項
 6. 閉会
 - 1) 閉会の挨拶
- 配布資料：
 - 1) 第3回板橋区荒川市民会議議事次第
 - 2) 資料1 荒川将来像計画2010 地区別計画【たたき台】〔板橋区〕
 - 3) 資料2 荒川将来像計画2010 推進計画 地区別計画に対するご意見
 - 4) 資料3 荒川将来像計画2010 推進計画 地区別計画に対するご意見
 - 5) 資料4 第2回板橋森林ボランティアによる生物生態園の樹木伐採報告

●議 事

1. 開会

- (1)開会(板橋区)
- (2)資料と次第の確認(板橋区)(省略)

2. 議事録概要作成委員の選出

議事録概要作成委員として梅村委員と三浦委員が選出された。

3. 荒川将来像計画2010地区別計画(板橋区編)

板橋区みどりと公園課公園計画グループ係長より、荒川将来像計画2010地区別計画【たたき台】〔板橋区〕(資料1)の内容が説明された。資料2は委員から出た意見を、資料3は議長から出た意見と運営会議で出た話をまとめたものである。今回の市民会議で出た意見を基に再度修正して地区別計画案を固め、5月21日から6月18日の間でパブリックコメントを募集す

る。そのパブコメも反映させた上で、7月の荒川の将来を考える協議会で承認を受ける予定である。

資料1

まえがき：下から4行目の策定年月は7月に承認されれば7月策定となる。

P.5：2.1「まちづくりの中での荒川の役割」に書いてある順番を、前ページに合わせて防災、災害対策、自然、利用の順で入れ替えた。中身の文言は変わっていない。

P.17：大規模地震が近い将来起こると想定される中、今までの書き方では大規模震災時における河川敷の効果的な活用に向けた整備というのがあいまいで、書き切れていないという意見が出た。荒下、沿川自治体、東京都、埼玉県、消防、警察、陸上自衛隊が、首都圏で大規模な地震が発生した際のリバーステーションや緊急用河川敷道路を運用するための検討を重ねており、その結果が「荒川下流防災施設活用計画」という試行版でまとめ、今年2月に「荒川下流防災施設運用協議会」が開催されたので、この部分を追加した。

P.19：荒川下流の河川敷の利用ルールについて、議長からもう少し大前提の部分も記載したほうがいいという意見と、板橋にはバーベキューが可能なエリアがあるという指摘があり、8.バーベキュー禁止の注として「※板橋区の荒川河川敷では、荒川戸田橋緑地草地広場内の芝生広場においてバーベキューをすることは可能です。ただし、この場合には東京都板橋区公園条例に基づく許可が必要となります」と明記した。

P.24：3.2.3の2-3行目、不法行為の「監視」を「通報」に、河川の状況を把握するための「調査、見回り、定期点検」を「情報提供」に変えた。次の「河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます」をもう少し柔らかい言葉に変えた。表4のタイトルの管理の主体を「国、自治体、市、区民」から「国、板橋区、区民」に変えた。同表の「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」の2番目「河川敷の植物管理」を「河川敷の生物管理」に変える。その下の「池・ワンド・ビオトープ・園地等の植物管理」を「生物管理」に変える。

P.26：表5の3で、市民活動の場の提供として、一番近いのがリサイクルプラザの多目的室ということで最初に記載した。同表の7で、「河川敷を利用しているスポーツ団体」を、「河川敷を利用している区民」という表現にした。

P.27：「計画の実施に向けて」で、来年度から荒川市民会議は一時休止する予定だったが、次の体制については決まっていない現状では、市民会議は残るという前提で記載した。計画策定後に変更があれば、そのときにもう一度記載内容を検討する。

資料2 ご意見に対する板橋区の見解

全体①：広く区民に読んでもらうというより行政がバイブル的に読むものと考えている。

全体②：この上位計画の荒川将来像計画全体構想書 1996 が、利用と自然の保全のバランスを最も検討しなくてはならない河川敷に絞って立てられたため、その短期、中期計画が河川敷の範囲を超えてしまうのは難しいため、今回は河川敷に絞っている。もう一つ、荒川へ来る交通手段の話は上位計画でも言及されておらず、踏み込み切れてない部分がある。

全体③：できるだけ平易な言葉を使ったつもりある。意見があれば、もう少し優しい言葉、あるいは本当の言葉に変えていきたい。

全体④：四季の星座はソーラーシステムで運用し、星座の部分は発光ダイオードを使って造っていた。発光ダイオードが壊れており、構造上修理が難しい上に、堤防の強化工事により、ソーラーの発電システム自体が置いてあった天端を狭めざるをえなくなり、撤去した。補修にかなりの金額がかかり、維持していくのは難しかった。風力発電やソーラー発電は、河川敷に置くのは、高さの面や洪水時に流される点から難しい。また、公園の花壇は財政状況により維持ができなくなり、ボランティアで区民に植え付けや管理をお願いして維持している。

P.6：地区別計画は、整備の基本計画のガイドラインで、維持管理や行動指針を示すものと考えており、区民に小冊子にして持参いただくようなものではない。

P.9：板橋区の水辺は湿地化タイプと直壁護岸タイプで整備を行おうと考えている。直壁護岸タイプは、鋼矢板の護岸を保全しながら、なおかつ河川敷の利用者の安全が確保できるような整備を行うことを想定している。湿地化タイプは板橋ではまだ潮の干満があり、非常に面白い環境が残っているので、何らかの形で面白い整備ができないかと思っている。

P.10：上流側の問題のある駐車場をあいまいな形で運用せず、区の駐車場としてきちんと位置づけて、区の運用する駐車場として整備したいと考えている。

P.15①：取り組み課題の「大規模自然地为未整備・・・」という記載が今までの議論を踏まえたものではないという意見が出た。実際は板橋区の占用区域ではないが、板橋区議会で大規模自然地として整備することが採択された部分で、硬式野球場を一面も区内に持っていない練馬区が、荒川河川敷を唯一の硬式野球場として使っている部分があり、急に変えることは難しい部分もあると思うが協議を進めながら、大規模自然地のあり方も検討したい。

P.15②：再配置の際は、全て区立のスポーツグラウンドとして整備することを検討している。

P.17①：今年度の当初案は表現がちぐはぐだったため、基本的方針や、下の目標整備方針、ブロックの取り組み内容をリンクさせるよう改善させた。

P.17②：生物生態園中規模自然地整備には、この地区別計画が基本計画のガイドラインになるが、板橋区の「いたばし No.1 実現プラン 2015」に位置付けられている。最短のスケジュールとしては、24年度にこの地区別計画が策定されるので、25年度に利用ルールや維持管理方法を検討策定していく。それが固まった段階で、翌年度に設計に入り、27年度以降に工事と想定をしている。

P.17③：今までやってきた自然度の向上が本当に自然度を向上させていたかということ、微妙な部分があるので、そうでない形の方法を探していきたい。

P.17④：大規模震災時には津波が上がってくる可能性もあり、河川敷を広域避難場所として使えないことも想定される。板橋の地域防災計画の見直しが進んでおり、もう少し考えていかななくてはならない。

P.17⑤：一番下流の生物生態園を、まず区民に利用いただきたいと思っており、最初に整備したい。その上流は今堤防の強化工事中だが、その工事の状態も見ながら整備を進めていきたい。

P.24①：区民が行っている生き物の情報収集については、調査の集計まとめ、記録をインターネットで公開している。

P.24②：河川敷の「植物管理」は「生物管理」と記載を変更した。

P.24③：「池や自然の管理の連携によるとはどんなことか」については、見解を書いたが、質問が違う意味なら意見を言ってほしい。

P.24④：「協働の具体的活動を明示して、運用時継続して活動できるようボランティア活動と、アルバイト活動を取り入れた制度とする」について、この会議ではなく別のところで話し合い、ルールを決めていくべきだと思う。

P. 26：市民活動の場の提供の話は修正した。

資料3 ご意見に対する板橋区の見解

P.24：不法行為の監視は通報に修正し、ほかに2点も表現内容を変更している。

P.26 リサイクルプラザの件は追加した。スポーツ団体という表現は区民と表現を統一した。

P.27：荒川市民会議のチェック機能は、各自治体で市民会議はあったほうが良いという議論がある最中のため、本地区別計画では、市民会議が残っていることを前提に記載した。

議長： 皆さんからたくさんの意見を頂き、市民会議等で十分に議論いただいて、市民の声と行政がうまくタイアップして進めている事業の一つのいい例だと思う。ここで直していただいているはずだが、特に皆さんに意見を頂いたところを含め、まだ問題点があったら、意見を頂きたい。まずP.17～19でどうか。

委員： 先日やった駐車場は P.10「現況と計画」で、結局はあそこの野球場のところに、今あるものをそのまま認めるという形になっていくのか。

板橋区： 土地の使われ方について、皆さんからも意見を頂いており、今後は区立の駐車場という位置づけにして、区でもう一度再整備しようと考えている。戸田橋の下の駐車場と同じように、区で全てコントロールできる駐車場にしようと考えている。きちんとこの計画の中で位置づけて、河川管理者から占用の許可を頂き、区の管理下に置いた駐車場として整備する。

委員： ただ、現在ある駐車場と非常に近いので、野球する人だけが利用しやすい。平日車で行けないので、私はここから 1.5 kmぐらい上流の新河岸の陸上競技場に車を置いて陸上競技場まで歩いている。スポーツ施設の中で野球だけが便宜を図っている部分がある。本来はこの自然環境に駐車場は近くないほうが良い。この前、陸上競技場のところにも作れば良いという話があったので多少希望的観測を持っていたが、やはりあのままなのは非常に残念。まだ既得権の問題がクリアできておらず、ちょっと疑いたくなるような部分がある。

板橋区： 陸上競技場の脇に駐車場を整備するという計画が困難になったのは、堤防を陸上競技場のところで乗り越えてくる斜路ができて、あまり河川敷の中を移動しないというのが前提で立てられた計画だったが、堤防の強化工事に合わせて斜路ができなくなったのと、堤防の強化工事を行ったことにより、板橋区が造った河川敷の砂利道が陸上競技場の前で狭まり、移動が困難になったということで、今のままではこの10年間で整備は厳しいだろうということで、今回は見合わせた。駐車場の配置の

バランスという意味では、上流と下流にだけ偏り、中流にないのは確かである。今後 10 年間では厳しいが、これから子どもがやるスポーツの内容も構成も変わり、スポーツグラウンドの周囲も変更があるかもしれない。その中で、駐車場のことも合わせて考えていけばいいと考えている。

区委員： 大体今の考えどおりで、この河川敷で野球場の面積が広大なため、業者が車で来ることかなり多い。実際こちらの駐車場も臨時駐車場として使っている。既存の団体がフルに使っているわけではなく、すべて有料である。他の団体もすべて平等の扱いで、ただ水辺として非常にあいまいな部分があるので、今後は区の事業として正式に関与していきたい。

委員： 分かった。10、20 年後では私はそういう主張ができる立場にいないと思っているが、今陸協の理事長をやっているのでもいろいろできたらいいと思っている。それから、志村球友会の既得権問題はどうか。現在もスポーツ振興課でもオープンに受け付けていない場所だと思うが、今ここは区民へオープンになっているのか。

議長： グラウンドのことか。貸し出しはしているか。

委員： 多分、貸し出しはしていないと思う。

事務局(区)： 昔、高校に貸していたところのことを言っているのか。

委員： 今も高校が使っているが、区が貸しているのか。

事務局(区)： 昔、河川敷は堤防補強の関係で盛土をするという条件があった。盛土をするまでは貸すという話があった。ところが、河川敷の盛土工事はなくなってしまったため、そのままの形態にある。堤防の補強工事で堤防を緩やかにしたため、河川敷の危険度が緩み、盛土をしなくてもいいとなった。その時に荒下から板橋区に盛土の話があったが、全部盛土するとグラウンドや野球場が 2,3 年使えなくなるので止めてくれという回答をしているため。その後、盛土をしないからもう少し使わせてほしいという約束事があったと聞いている。これを今から 10 年間の計画の中でいろいろ調整していきたい。

委員： 分かった。ただ、ここを利用している団体は板橋区の体育協会にも加盟もしていない。我々各競技団体は体育協会加盟の中で、区から委託事業を受けたり、競技場を借りるのに便宜を図ってもらったという部分があるが、体協に加盟していない団体でも、そういう特別な部分というのはいかなものなのかという疑問がある。この下流のグラウンドをみんな抽選でやっており、既得権を得たチームはうらやましい。

事務局(区)： 今回は志村球友会も市民会議に入ってもらっている。今までのいきさつや、地区別計画が決まれば、それに沿って皆さんで協力してやってもらうというのが趣旨で、今まで確かに疑問があった。

委員： 周りから見てフェアであればいいと思う。

事務局(区)： 確かに、今までのことがあるので、どこかで変えていこうという意見はある。

議長： 今の意見も重要で、P.18 に「荒川下流河川敷利用ルールの徹底」とあるが、利用ルールにはグラウンドの利用ルールもある。そういう意味で、もうちょっとちゃんとした全体の使用ルールも決めていくということをつかせるように書けば検討できる部分ではないか。先ほどの駐車場の配分も、あの使い方が問題だという話を聞いて

いたが、確かに自然生態園と一般市民が使うところに全く駐車場がない。だから、全体の配分や利用状況もこの10年で検討していくという意味合いにしておくといえ気がするが。

事務局(区)： 駐車場のあり方が入ってくると、では何台必要なのかということになり、切りがない。その辺のあり方は、少しずつ考えていかななくてはけない。

議長： 今後10年で全体のルール、コンセンサスを作るのが大きな目標である。

事務局(区)： 河川のルールで我々は公園の条例を作ったが、河川敷で占用している部分は、荒下との河川法の絡みもいろいろある。

議長： 当然ある。その隣にある利用ルールには大前提の河川法のルールがある。当然、不法に居住したり、寝泊まりしちゃいけないというのはあるし、市民にとって一番問題になるのは犬猫の放置である。国交省の全体の荒川河川敷のルール、それから区のルールを作っていくという項目があってもいい。利用ルールの徹底、重要ルールの検討のようなことを少し書いてもいい。

板橋区： ホームレスのことは、どちらかという公園の利用ルールの中でも定められているので、そのことについて改めて書くのはどうなのかなということだった。荒川河川流域だけでなくいろんなところで住んでいるので、もちろん対策はしているが、ここで踏み込んで書かなくてもいいのかなという話だったと思う。ただ、もう一つの本来の河川敷のあり方というものを考えたい。

議長： いろんな施設の利用ルールか。

板橋区： その部分についてどう記載するか悩ましい。今後どうやって解決していくかを書かないと解決にならないという話だと思う。そのやり方がまだつかみ切れていない部分もあるので、何とか糸口をというところで、駐車場の部分をきっかけにしたいと思っていた。

議長： 市民会議は10年以上やっており、スポーツ関係の方もいたので本来ならそういう議論もできたはずだが、今まで生態園のような議論が主流だった。既存のスポーツ施設に関する議論は煮詰まらなかった。もし市民会議が延長できるなら、スポーツ施設を含め公共の施設のルールづくりや使い方を議論したい。

事務局(区)： 荒川下流河川敷利用ルールは主に緊急用河川敷道路の関係で作られたルールで、荒下直轄の関係のところである。区が占用しているところは公園条例等があるが、規制をかけるのは怖い。

議長： それも時々議論になる。荒下が直轄で管理している所もルールがないとだめなのではないか。

事務局(区)： あと、河川法等独立した法律では集約ができない部分があるのではないかと。

議長： 今国交省もいるので、そういうことを議論しなくてはいけない。

事務局(区)： 板橋区だけでなく他の区の関係も当然ある。

議長： 当然ある。これから防災の話が出てくるともっとそういう話になり、全体ルールを検討するので、課題としてどこかに書いておいたほうがいいかもしれない。

事務局(区)： この中に、規約で全部入れるのは、非常に厳しいと思う。

議長： あまり突っ込んで書かず、議論もするぞというぐらいにしておいたほうがいい。

- 板橋区： 今既得権を持っている人もそうでない人も区民で、過去の歴史があり、整備、維持管理してきたと思う人もいるだろうが、新しく入ってきて同じように使いたいと思う人がいるのも当然である。利用スポーツ団体の人が一堂に集って議論する場を作らなくてはいけないと感じていたが、この中にどこまで書き込めるのか難しい。書くのは私だが、どういう書き方をするか悩ましい。
- 事務局(区)： 私も10年ぐらい市民会議を見てきたが、生態園を作ったり自然の関係を取り入れて始まっていた。スポーツ施設関係は置いていかれたというか。23年度から志村球友会も入れていろいろな意見を取り入れ始めたばかりである。三浦委員の意見も分かるが、10年来の結論がすぐここで出るかという、それはちょっと厳しい。
- 委員： 私も途中から入って、やはり自然保護を重視している会議だということで、慣れるまでは様子を見ていた。だが、様子を見ていたらこのまま進んでしまうという危機感をここ2,3年で感じたので、少しずつ話している。私は陸上競技の団体だが、笹目橋から下流までの間でマラソンやロードレース等行われており、各行政や国交省含めて細かく話したいことがたくさんある。陸上の団体は一本化して来いと言えば、みんな集まりたくてうずうずしているが、まず今こういう会議があるので、僕が陸上界から探りに来ている担当者という感じである。
- 委員： 私は2期目からこの会議には携わっているが、当時はスポーツ団体の代表が多く、そういう議論が多かった。私自身は自然を大事に、大切にと思い入ったが、意見は言えなかった。私が最初に主張したのは、一般市民が使える河川敷を何とか作ってほしいということだった。なぜならあまりにも野球場が多すぎる印象があり、河川敷に入ったらボールが当たったりして、子どもやお年寄りがゆっくり歩くような河川敷ではないと思った。自然地についても、10年来でやっと自然地が獲得できたので、自然保護が押していたという印象はない。昔の荒川の河川敷には野球場はなかったが、いつの間にかあれだけ増えたのを見れば、力関係がどうだったのかわかる。スポーツと自然の力関係で河川敷をどうするか考えるよりも、一般市民が河川敷をどう思い、どう来るか、どう楽しむかで、板橋区としては作ってほしいと最初の頃発言した。だが、10年来できていないと思う。自然地も一般の市民は入れるが、野球場には入れない。もう少し公平に河川敷は考えていくべきではないか。
- 事務局(区)： 50年前後は河川敷には木を植えてはいけないということで、植えられなかった。ここ十数年で条件を満たしていれば木を植えていい、水飲み場を作っていると言われ、やっと環境面の話が出てきた。それまでは水害、災害関係だけだった。今は野球場等のグラウンドも整備されているが、昔はただの原っぱだった。本来その環境なりができた時、早めに計画や利用のルールができていればまた違っていただかもしれないが、やっとこの場で少しずつできるようになってきた。
- 委員： 最終的には、委託を受けている区が公正の原則で運営する努力をするということで収めるしかないのではないかと。
- 事務局(区)： はい。形を作らないと先へ進められないということもある。
- 委員： できるだけ早く解決するようにしてほしい。
- 委員： 反論で、私は初めからやっているが、大規模自然地や中規模自然地はスタート時は

熱心に作られた。それから、スポーツ、スポーツと言うが、陸上競技場ができた時には、せっかく造った競技場をほとんど利用する人がなく、自由にあそこが使えた。現状野球が盛んになっていて、陸上競技をやるのという話し合いをすればいいのであり、後から来た人はそれなりに段階を踏んでやればいいのではないかと。

議長： 市民会議が始まった時はスポーツ施設が何となくあり、今度は自然地の整備をするという話になったので、何となく自然地のほうに偏っている形にはなった。ここにできたスポーツ施設の自然度アップというのが出てきて、これでスポーツ関係との共存ができそうだと思う。これからは、そういう公共の場を公正なルールでいかに利用していくかだろう。

委員： 野球部も今下火になっていいチャンスなので、陸上競技場の人と話し合ったらいい。時代が変わってきたから、担当者が集まって新しいルールを作ったらどうか。

議長： 区が管理することに関しては、公共の場として公平な利用に徹するという原則で守っていただければいい。この計画ができれば、今後どう運営する仕組みを作るか考えるわけで、可能であれば市民会議が継続して、議論できればいい。

事務局(区)： P.15に取り組み課題として明記されているので、その記述には配慮する。

委員： すごくがっかりした計画だという気持ちである。時間がかかるだろうが、もう少し広く堤防も含めて計画に入れたいと思うが。

板橋区： 荒下が始めようとしている河川法に基づく議論の場が、治水も含めての部分になるので、堤防のあり方等についても議論できるのかなという意味で、より広範囲に取り入れた形で市民が参加していけるのかと思う。堤防の構造の部分までは踏み込めないかもしれないが、表面のあり方について議論ができるかもしれない。

委員： もう一つお願いで、4、5年前に防災関係を熱心にされていた担当課長が転勤したら、それが消えてしまったが、こういう時代だからもう少し防災を計画に入れられないか。

事務局(区)： 各自治体と今動き出しているところである。

事務局(荒下)： 荒下、板橋区を含めた沿川の区と自衛隊、警察とで、いざという時の荒川の利用について話し合っており、毎年それを改善していく予定なので、次回以降に紹介する。

議長： 必要があればこの場で紹介していただきたい。また、地区別計画について質問・訂正事項などがあたらどうか。

板橋区： 私のほうに連絡ください。

4. 森林ボランティア報告

事務局(区)より、第2回板橋区森林ボランティアによる生物生態園の樹木伐採報告(資料4)が報告された。

5. 報告事項

事務局(荒下)より将来を考える協議会について報告された。

3月8日に協議会が開催され、地区別計画の足立区編と江東区編が策定された。また、足立区で河川敷の利用ルールとして、自転車走行レーンを設置した。河川敷道路に水色のラ

インを引き、自転車はこちらを走るというもので試行されている。もう一つ、ロックゲートが4月1日から日曜日も稼働するようになる。舟運については、下流部の自治体、自治体の利用関係者団体と荒下含めて協議会を作っており、防災時に使えるように、問題点やルール作りについて話し合っている。それについてもホームページ上で情報提供していく。

委員： 船のコースというのは東京都公園協会がやっている船のことか。

事務局(区)： 船ではなく、施設の開放である。料金などはとらないのか。

事務局(荒下)： 無料である。

事務局(区)： 事前に申請するのか。

事務局(荒下)： 行けば操作している人がいるので、水門を開けてくれる。

委員： 土日はオープンと言うが、荒下の巡視船は土日は動かないのではないか。

事務局(荒下)： 荒川下流の巡視船ではなく、ロックゲート自体の解放である。

委員： そうすると、ロックゲートへ陸上から行き、開いているところを建物の中へ入ったりして出られるということか。

事務局(区)： 船が行き来できるように、ロックゲートを開放するということである。

委員： 自転車のエリアは何kmか。将来的にはどういう目的を考えているのか。

事務局(荒下)： まず、試験的に実施して、どういう反応が見たい。いろいろ意見を聞いて、実際どういう問題が出るか見ていくことから始めている。

委員： 河川敷道路の幅が6mぐらいしかない中に2mぐらいだったか。例えば、マラソン大会でも自転車に対して恐怖を感じているし、マナーも悪い。そこに優先的な所を作った場合に、果たして自転車が安全運転するかということと、自分たちが認められたということで何か危険が伴うのではないのかという不安がある。

事務局(荒下)： 全く同じような意見があり、将来像協議会でも皆さん興味を持っていた。

委員： 昨年の暮れの学校のマラソン大会でもトラブルがあったし、乱暴な人に結構会っている。例えば堤防の上に自転車用道路を作り、なるべく交差しないようにするならいいが、同じ場所にエリアを作るのは、厳しいところもある。もっといいアイデアが出なかったのか。

委員： その問題は結局各区に任されているのではないか。

議長： 各区でもそういう議論は出ていたわけで、これもやはり全体の利用ルールである。

事務局(区)： 緊急用河川敷道路は、区道でも何でもないので法的な根拠はない。

議長： でも、警備をするだろうから。

事務局(区)： 今、区道でも道路でも自転車問題がある。

議長： 結果を見て報告いただき、恐らく全体でのルールにしなければいけないだろう。僕もそういう場ができればいいと思う。

委員： 板橋区のエリアではまだ試行されていないのか。

事務局(荒下)： まだである。

委員： 自転車を拒否しているわけではないが、河川敷や堤防等バランスを考えたら、もう少し工夫があっても良かったのかな。将来延ばすようなことがあれば、われわれも団体として何か動かなければいけないと考えている。

事務局(区)： 地区別計画案のパブリックコメントの募集が5月21日から6月18日の予定なので、次回第4回市民会議は6月下旬に、運営会議はその1カ月から3週間ぐらい前に行う予定である。

委員： 用紙がないから、パブコメは勝手に書いて出せばいいのか。

板橋区： はい。このたたき台を案にしたものをホームページにも載せるので、それについての意見を自由にいただきたい。

委員： 何か決まった用紙はないのか。

板橋区： 特にこれという用紙はなく、メールや手紙で送っていただいても構わない。

委員： みどりと公園課にファックスを送ればいいのか。

板橋区： ファックスでも結構である。

6. 閉会(板橋区)

以上